

意見募集

みなさまのご意見・情報をお寄せください
(案件名)

給水装置の構造及び材質に関する規
程改正及び給水装置工事施行基準の
一部改正について

意見募集期間

2024年7月1日～2024年8月1日

問い合わせ先

神戸市水道局配水課

078-341-1802

1 意見募集期間

2024年7月1日(月)～2024年8月1日(木)

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法等によりご提出ください。

(1) 郵送による提出

〒650-0016

神戸市中央区橘通3丁目4番2号

神戸市水道局配水課 意見募集あて

(2) ファクシミリによる提出

(078)341-2800 神戸市水道局配水課 意見募集あて

(3) 電子メールによる提出

アドレス: kysui_sinsa@office.city.kobe.lg.jp

件名には「意見募集」と記載いただき、コンピューターウイルスへの感染防止のため、添付ファイルは使用せず、メール本文にテキスト形式で入力してください。

(4) 持参による提出

神戸市水道局配水課

神戸市水道局総合庁舎3階

平日 8時45分～12時、13時～17時30分までの間

(5) 神戸市ホームページ(意見募集)上の意見送信フォームによる提出

3 注意事項

(1) この案件は、神戸市民の方のみならず、どなたでも提出していただけます。

(2) 書式は自由ですが、必ず提出者の住所及び氏名(法人その他の団体の場合は、名称及び所在地及び代表者の氏名)を記載してください。

(3) 提出される書式には、「給水装置の構造及び材質に関する規程改正(案)及び給水装置工事施行基準(案)の一部改正について」に対してのご意見・情報であることを明記してください。

(4) 電話などによる口頭のご意見・情報の受付及びいただいたご意見・情報に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(5) いただいたご意見・情報に対する神戸市の考え方等を、神戸市ホームページにて2024年8月中旬頃(予定)に掲載いたします。

ホームページがご覧いただけない場合は、市政情報室でご覧いただくことができます。

4 個人情報 の 取 扱 い に つ い て

- (1) ご提出いただきましたご意見・情報は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報(神戸市情報公開条例第10条各号に規定する情報)を除いて、ホームページ等で公表させていただきます。
- (2) 個人情報等の取り扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。
- (3) ご意見・情報、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては、個人情報の保護に関する法律等に基づき、他の目的に利用・提供しないとともに、適正に管理いたします。
- (4) ご提出いただいたご意見・情報の考慮に際し、内容を確認させていただく場合がありますので、氏名・住所の記載をお願いしています。

給水装置の構造及び材質に関する規程改正及び 給水装置工事施行基準の一部改正について

1. 改正の趣旨

(1) 給水装置の構造及び材質に関する規程の改正

災害防止並びに漏水時及び災害時等の緊急工事を円滑かつ効率的に行う必要があるため、給水装置工事に使用する配水管の取付部から水道メーターまでの間で使用する給水管及び給水器具を規程に記載することでこれまでより分かりやすいものにします。併せて使用できる給水器具を見直します。

(2) 給水装置工事施行基準の一部改正

用途が一般住宅以外（店舗・事務所・診療所等）で総給水栓数が 30 栓以下の建物についての計算式の追加を行い、メーター口径が適切なものに見直します。

2. 改正の概要

(1) 給水装置の構造及び材質に関する規程の改正

現在、「給水装置工事施行基準」に記載している材料を規程に変更し、必要最低限のものとしします。

給水器具の見直しは、サドル分水栓の使用できる口径の範囲を広げることで、給水装置工事で使用材料の選択肢が多くなり、これまでより自由な材料を使用できるものに見直しを行います。

(2) 給水装置工事施行基準の一部改正

本件の算式は、「給水装置工事技術指針」にも掲載されており、他都市の同基準でも広く採用します。この算式を導入にすることで、比較的小規模な一般住宅以外の建物について、メーター口径がこれまでより小さく、適切な口径なものになります。

3. 施行予定日

2024 年 10 月 1 日

給水装置の構造及び材質に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年 月 日

水道局水道事業管理者 藤 原 政 幸

神戸市水道管理規程第 号

給水装置の構造及び材質に関する規程の一部を改正する規程

神戸市水道局給水装置の構造及び材質に関する規程（昭和33年7月水道管理規程9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>神戸市水道条例（昭和39年3月条例第46号。以下「条例」という。）</u>の給水装置の構造及び材質に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(構造及び材質)</p> <p>第4条 [略]</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、給水装置の構造及び材質に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 <u>「給水装置」とは、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。</u></p> <p>(構造及び材質)</p> <p>第4条 [略]</p> |

2 配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置及びこれを保護するための附属用具は、別表のとおりとする。

3 条例第24条の2に規定する工事上の条件は、この規程に定めるもののほか、別に定めるところによる。

（給水管の種類）

第5条 [略]

（配水管の口径及び給水管の分岐方向）

第7条 給水管は、口径300ミリメートル以下の最寄りの配水管から分岐し、道路の端までは配水管にほぼ直角とする。ただし、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第15条 削除

2 水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、必要があると認めるときは、給水装置について、その構造及び材質を指定することができる。

（給水管の種類）

第5条 [略]

2 配水管から水道メーター（以下「メーター」という。）までの給水管は、鋳鉄管又はポリエチレン管とする。

（配水管の口径及び給水管の分岐方向）

第7条 給水管は、口径300ミリメートル以下の最寄りの配水管から分岐し、道路の端までは配水管にほぼ直角とする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（メーター等の保護）

第15条 メーター、止水栓、仕切弁、逆止弁、空気弁及び地下式消火栓は、蓋等で保護するものとする。ただし、管理者が認めたものはこの限りではない。

2 管理者は、必要があると認めるときは、蓋その他の給水装置に附属する用具について、その構造及び材質を指定することができる。

改正後

改正前

別表（第4条関係）

| 分類 | 品目 | 呼び径 | 規格等 | |
|------|------------|-----------------------|------------------------------------|---------------------|
| 給水管 | 水道用ポリエチレン管 | 13～50 | JIS K 6762 1種二層管 | |
| | ダクタイル鋳鉄管 | 75～200 | GX形 JWWA G 120 1種管・エポキシ樹脂粉体塗装 | |
| | ダクタイル鋳鉄異形管 | 75～200 | GX形 JWWA G 121 ・エポキシ樹脂粉体塗装 | |
| 給水用具 | 継手 | 水道用ポリエチレン管 金属継手 | 13～50 JWWA B 116 (WSA B 011適合品) | |
| | 分岐 | 水道用サドル付分水栓 (鋳鉄管用) | 75～300 ×20～40 | JWWA B 117 (密着コア使用) |
| | | 水道用サドル付分水栓 (ビニル管用) | 40～150 ×20～40 | JWWA B 117 |
| | | 水道用ポリエチレン管 サドル付分水栓 | 40～50× 20・25 | JWWA B 136 |
| | | 配水ポリエチレン管用 サドル付分水栓 | 50×20・ 25 | PTC B 20 |
| | | 割丁字管 | 50～300 ×40～ 200 | 管理者承認品 (密着コア使用) |
| | 止水 | 水道用止水栓 (甲型) | 13～50 | 管理者承認品 |
| | | 水道用ソフトシール弁 | 40・50 | 管理者承認品 |
| | | 水道用ソフトシール仕切弁 | 50～200 | JWWA B 120 |
| | | 逆止弁付副止水栓 (伸縮式) | 13～40 | 管理者承認品 |

| | | | | |
|------|-----|----------------|--------|--------|
| | | 単式逆止弁（逆流防止装置用） | 40～75 | 管理者承認品 |
| | その他 | メーター用ユニオン | 13～50 | 管理者承認品 |
| | | 止水栓用ユニオン | 13～50 | 管理者承認品 |
| | | メーターフランジ | 50 | 管理者承認品 |
| | | メーターユニット | 13～25 | 管理者承認品 |
| | | 鼓管 | 75～200 | 管理者承認品 |
| 附属用具 | | メーター蓋・ボックス | | 管理者承認品 |
| | | 止水栓鉄蓋・ボックス | | 管理者承認品 |
| | | 遠隔スタンド | | 管理者承認品 |
| | | 破損防止テープ類 | | 管理者承認品 |

備考

- 1 JISとは日本産業規格をいう。
- 2 JWWAとは日本水道協会規格をいう。
- 3 WSAとは給水システム協会規格をいう。
- 4 PTCとは配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格をいう。

附 則

この管理規程は、令和6年10月1日から施行する。

給水装置工事施行基準の一部改正

一般住宅以外の建物に関する計画使用水量算出方法の変更について

1. 変更内容

- (1) 用途が一般住宅以外（店舗・事務所、診療所等）で総給水栓数が 30 栓以下の建物について、下記の表の算式を用いて同時使用水量を求めることができる。
- (2) 下記の算式は、直結直圧給水，直結増圧給水（増圧給水設備前後）の計画使用水量の算出に用いる。
- (3) 「総給水栓数が 30 栓以下」とは、水道局貸与の水道メーター下流の水栓数をいう。よって業務用ビル等において各区画に局メーターが設置されるテナントについても、下記の算式の対象となる。
- (4) 一般住宅よりメーター口径が小さくならないように給水装置工事施工基準・表 3.6.6「給水用具単位数に対するメーター口径」を上回らない範囲の運用とする。

2. 計算式

$$\text{同時使用水量} = \text{給水用具の全使用水量} \div \text{給水用具数} \times \text{同時使用栓数}$$

一般的な給水器具の種類別吐水量を表 3.5.4 に、給水用具数と同時使用栓数の関係を表 3.5.5 のとおりとする。ただし、表 3.6.6「給水用具単位数に対するメーター口径」の給水用具単位数を上回らないこととする。

表 3.5.4 種類別吐水量と対応する給水用具の口径

| 用 途 | 使用水量 (ℓ/min) | 対応する給水用 具の口径 (mm) | 備 考 |
|-------------|-----------------|----------------------|--------------------------|
| 台所流し | 12～40 | 13～20 | |
| 洗濯流し | 12～40 | 13～20 | |
| 洗面器 | 8～15 | 13 | |
| 浴槽 (和式) | 20～40 | 13～20 | |
| 浴槽 (洋式) | 30～60 | 20～25 | |
| シャワー | 8～15 | 13 | |
| 小便器 (洗浄タンク) | 12～20 | 13 | |
| 小便器 (洗浄弁) | 15～30 | 13 | 1回(4～6秒)の吐水量 2～3ℓ |
| 大便器 (洗浄タンク) | 12～20 | 13 | |
| 大便器 (洗浄弁) | 70～130 | 25 | 1回(8～12秒)の吐水量 13.5～16.5ℓ |
| 手洗器 | 5～10 | 13 | |
| 消火栓 (小型) | 130～260 | 40～50 | |
| 散水 | 15～40 | 13～20 | |
| 洗車 | 35～65 | 20～25 | |

表 3.5.5 給水用具数と同時使用栓数

| | | | | | | | |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 総給水用具数 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 同時使用栓数 | 1 | 1.4 | 1.7 | 2.0 | 2.2 | 2.4 | 2.6 |
| 総給水用具数 | 8 | 9 | 10 | 15 | 20 | 30 | |
| 同時使用栓数 | 2.8 | 2.9 | 3.0 | 3.5 | 4.0 | 5.0 | |

注) 表記のない総給水用具数に対する同時使用栓数は均等割りとする。

例) 総給水用具数 11→同時使用栓数 3.1 総給水用具数 23→同時使用栓数 4.3

(参考) 計算例

例 1) 以下の規模の業務用建物について、同時使用水量から適正口径を求める。

○給水用具数

| 給水用具 | 給水栓数 |
|----------|------|
| 大便器 (FT) | 2 |
| 小便器 (FV) | 1 |
| 手洗器 | 3 |
| 台所流し | 2 |
| 掃除流し | 2 |
| 洗面器 | 1 |
| 計 | 11 |

○同時使用水量の算出

1) 表 3.5.4 より給水用具の全使用水量を算出する。

| 給水用具 | 使用水量 | 給水栓数 | 全使用水量 |
|----------|-----------|------|------------|
| 大便器 (FT) | 12(ℓ/min) | 2 | 24(ℓ/min) |
| 小便器 (FV) | 15(ℓ/min) | 1 | 15(ℓ/min) |
| 手洗器 | 5(ℓ/min) | 3 | 15(ℓ/min) |
| 台所流し | 12(ℓ/min) | 2 | 24(ℓ/min) |
| 掃除流し | 12(ℓ/min) | 2 | 24(ℓ/min) |
| 洗面器 | 8(ℓ/min) | 1 | 8(ℓ/min) |
| 計 | | 11 | 110(ℓ/min) |

2) 同時使用栓数を用いて計画使用水量を算出する。

表 3.5.5 より総給水用具数「11」より同時使用栓数は「3.1」となる。

【同時使用水量＝給水用具の全使用水量÷給水用具総数×同時使用栓数】より
 $110 (\ell/\text{min}) \div 11 \times 3.1 = 31.0 (\ell/\text{min})$

$\phi 13 (17\ell/\text{min}) < 31.0 (\ell/\text{min}) < \phi 20 (38\ell/\text{min})$ のため
適正口径は $\phi 20$ となる。

例 2) 以下の規模の業務用建物について、同時使用水量から適正口径を求める。

○給水用具数

| 給水用具 | 給水栓数 |
|----------|------|
| 大便器 (FT) | 2 |
| 手洗器 | 9 |
| 台所流し | 1 |
| 洗濯流し | 1 |

| | |
|-----|----|
| 洗面器 | 4 |
| 計 | 17 |

○同時使用水量の算出

1) 表 3.5.4 より給水用具の全使用水量を算出する。

| 給水用具 | 使用水量 | 給水栓数 | 全使用水量 |
|----------|-----------|------|------------|
| 大便器 (FT) | 12(ℓ/min) | 2 | 24(ℓ/min) |
| 手洗器 | 5(ℓ/min) | 9 | 45(ℓ/min) |
| 台所流し | 12(ℓ/min) | 1 | 12(ℓ/min) |
| 洗濯流し | 12(ℓ/min) | 1 | 12(ℓ/min) |
| 洗面器 | 8(ℓ/min) | 4 | 32(ℓ/min) |
| | 計 | 17 | 125(ℓ/min) |

2) 同時使用栓数を用いて計画使用水量を算出する。

表 3.5.5 より総給水用具数「17」より同時使用栓数は「3.7」となる。

【同時使用水量＝給水用具の全使用水量÷給水用具総数×同時使用栓数】より
 $125 (\ell/\text{min}) \div 17 \times 3.7 = 27.2 (\ell/\text{min})$

$\phi 13 (17\ell/\text{min}) < 27.2 (\ell/\text{min}) < \phi 20 (38\ell/\text{min})$ のため流量計算では $\phi 20$ の範囲となるが、「【表 3.6.6 給水用具単位数に対するメーター口径】の給水用具単位数を上回らないこととする」を適用し、栓数が 15 栓を超えているため $\phi 25$ となる。